

大学コンソーシアム香川会費に関する規則

第1条 この規則は、大学コンソーシアム香川規約（以下「規約」という。）第14条第1項に基づき、会費に関し必要事項を定めるものとする。

第2条 会費は、大学コンソーシアム香川（以下「コンソーシアム」という。）の事業活動に必要な費用に充てるものとする。

第3条 会費の額については、事業内容等に応じて、毎年度、総会の議決を経て、事務局から規約第4条に定める者（以下「構成員」という。）に通知する。

第4条 事務局は、構成員に会費の請求を行い、構成員は、指定された期日までに会費を納入するものとする。

第5条 事務局は、納入された会費について、直ちに会費台帳（別記様式）に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

附則

この規則は、設立総会においてコンソーシアムの設立が議決された日から施行する。

附則

この規則は、令和3年6月11日から施行する。